

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第十号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「超え三月以下」を「超える期間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。